

寒川町訓令第2号

序 中 一 般

出先機関一般

寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令

寒川町事務決裁規程（昭和53年寒川町訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2保険年金課の項課長の欄中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。